

政策会議付議事案書（平成30年7月24日）

提案課名 開発建築指導課

報告者名 高橋 正道

<p>事案名</p>	<p>秦野市建築基準条例の一部を改正することについて</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>平成28年12月に発生した糸魚川市の大規模火災等を踏まえ、建築物の安全性の確保や密集市街地の解消を進めること、また、近年増加している空き家対策として、既存の建築ストックの活用を図ること、さらに、木造建築物を巡る多様なニーズへの対応として、制限の一部見直しを図ること等を目的に建築基準法の一部が改正されました。</p> <p>これを受け、次の4点について、本市建築基準条例を改正するものです。</p> <p>また、このほか、建築基準法の条項の移動に合わせて条例で引用する条項の改正を行うほか、必要な字句の整理等を行うものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 接道規制の適用除外に係る手続きの合理化により、道路に2メートル以上接しない敷地において、従来許可をしていたもののうち、一定の基準を満たすものは、特定行政庁の認定により建築物を建築することができることとされたことから、その認定に係る手数料を定めるものです。（資料1） 2 仮設許可を受けた仮設興行場や博覧会建築物等の仮設建築物の存続期間の上限は1年ですが、国際的な規模の会議又は競技会の用に供する仮設建築物については、建築審査会の同意のうえ、特定行政庁の許可を受けることによって、1年を超えて使用することができることとされたことから、その許可に係る手数料を定めるものです。（資料2） 3 仮設興行場や博覧会建築物等を「仮設建築物」として建築する場合と同様に、既存建築物についても、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、1年以内の期間を定めて許可した場合には、一時的にその用途を変更し、興行場や博覧会建築物等の他の用途の建築物として使用することができるようになります。さらに、国際的な規模の会議又は競技会の用に供する興行場等については、建築審査会の同意のうえ、特定行政庁が許可をした場合には1年を超えて使用することができることとされたことから、それらの許可に係る手数料を定めるものです。（資料3） <p>※ 建築確認等に係る手数料の額は、これまで県内同一の額とする考えのもとに決定していることを踏まえ、上記3点の手数料の額についても、県内特定行政庁間で統一を図るものです。</p>	

	<p>4 木造建築物等のうち不特定多数が利用する学校、劇場等の外壁等について、一戸建て住宅等の基準（準防火性能）よりも性能が高い「防火性能」とすることが求められていましたが、近年の消防力の向上を踏まえ、「準防火性能」での建築が可能とされました。本市建築基準条例では、学校や劇場等に加え、ホテル及び旅館についても「防火性能」とすることを求める横出し規制を設けていましたが、今回の法律改正の趣旨を踏まえ、この規定を削除するものです。（資料4）</p>
<p>経過 ・ 検討結果</p>	<p>【建築基準法の一部改正の経過】</p> <p>(1) 平成30年3月6日 閣議決定</p> <p>(2) 平成30年6月27日 改正法の公布</p> <p>(3) 平成30年9月1日（予定） 一部施行（3か月以内に施行） ※上記のうち、1、2及び4に関係する部分の施行</p> <p>(4) 平成31年6月1日（予定） 全部施行（1年以内に施行） ※上記のうち、3及び条項の移動に関係する部分の施行</p>
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 建築許可等申請手数料として、条例に次のとおり追加すること。</p> <p>(1) 建築物の敷地と道路との関係の認定手数料 27,000円</p> <p>(2) 仮設建築物の許可申請手数料（建築審査会の同意を要するもの） 160,000円</p> <p>(3) 用途の変更による建築物の一時使用許可申請手数料</p> <p>ア 建築審査会の同意が不要なもの（使用期間：1年以内） 120,000円</p> <p>イ 建築審査会の同意を要するもの（使用期間：1年を超えるもの） 160,000円</p> <p>2 条例において、特に、旅館及びホテルの外壁等を「防火性能」とすることを求めている規定を削除すること。</p>
<p>今後の取扱い</p>	<p>平成30年9月 第3回定例会に一部改正条例を議案提出</p> <p>平成30年10月 一部改正条例の公布 （公布の日から施行。ただし、用途の変更による建築物の一時使用許可申請手数料及び条項の移動の部分については、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）第2条の規定の施行の日から施行。）</p>

建築基準法第43条第2項第1号（建築物の敷地と道路との関係）
の規定に基づく建築認定手数料について

平成30年7月24日

開発建築指導課

1 法改正の概要

建築物は、その敷地が道路に2メートル以上接していなければ建築できません。ただし、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたとえ、建築審査会の同意を得て許可したのものについては、敷地が道路に2メートル以上接していなくても建築することができます。

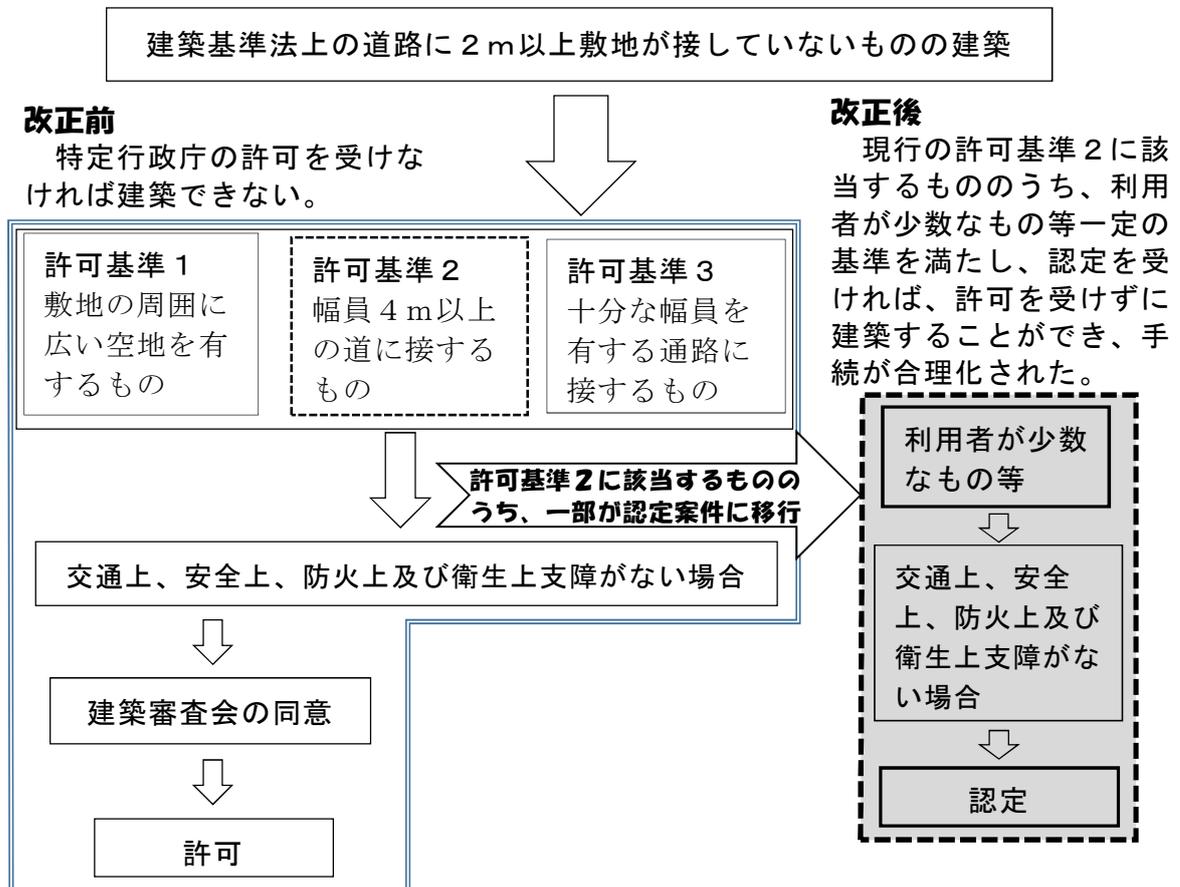
建築基準法の改正により、接道規制の適用除外に係る手続の合理化が図られ、従来許可をしていたもののうち、一定の基準を満足するものについては、建築審査会の同意を得ることなく特定行政庁が認定することにより建築が可能となりました。

2 認定対象となる建築物

その敷地が幅員4メートル以上の道に2メートル以上接している建築物のうち、利用者が少数であるもの。

3 手数料

県内統一の考えにより、建築基準法に基づく他の条項の認定手数料と同額とします。



建築基準法第 85 条第 6 項（1 年を超えて使用する仮設建築物）
の規定に基づく建築許可手数料について

平成 30 年 7 月 24 日

開発建築指導課

1 法改正の概要

現行では、仮設興行場や博覧会建築物等の仮設建築物については、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に、1 年以内の期間を定めてその建築を許可することができます。

建築基準法の改正により、国際的な規模の会議や競技会の用に供する等の仮設建築物については、安全上、防火上及び衛生上支障がないことに加え、公益上やむを得ないと認められ、建築審査会の同意を得た場合には、1 年を超える期間を定めてその建築を許可できるようになります。

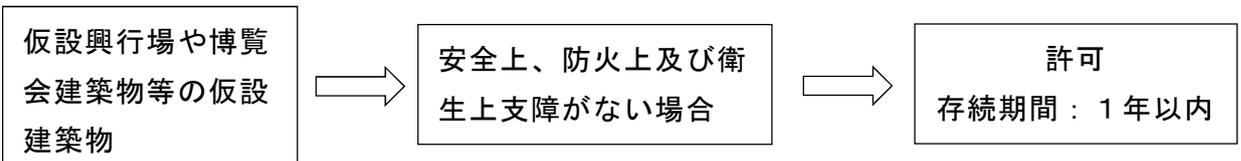
2 許可対象となる建築物

国際的な規模の会議や競技会の用に供される等の仮設建築物

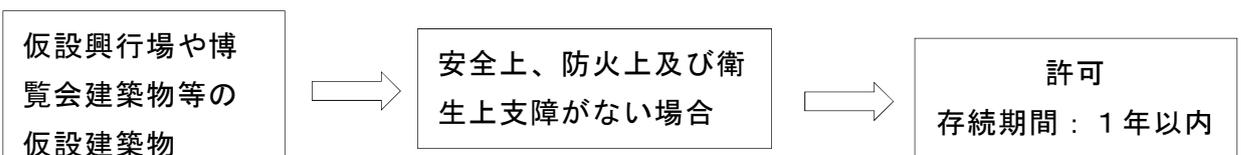
3 手数料

県内統一の考えにより、建築基準法に基づく他の条項の許可手数料と同額とします。

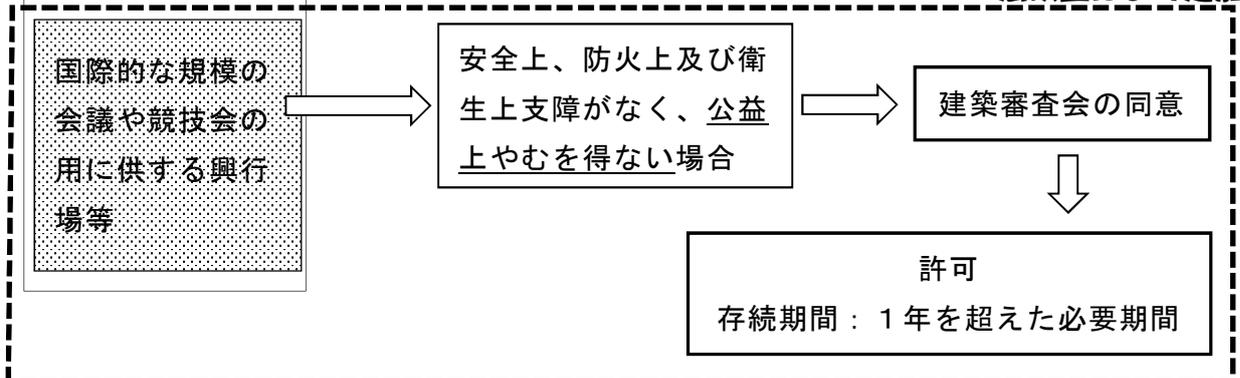
改正前



改正後



法改正により追加



建築基準法第 87 条の 3 第 5 項及び第 6 項（用途の変更による建築物の一時使用許可）の規定に基づく建築許可手数料について

平成 30 年 7 月 24 日

開発建築指導課

1 法改正の概要

仮設興行場や博覧会建築物等を「仮設建築物」として建築する場合と同様に、既存建築物についても、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、1年以内の期間を定めて許可した場合には、一時的にその用途を変更し、興行場や博覧会建築物等の他の用途の建築物として使用することができるようになります。

さらに、国際的な規模の会議や競技会の用として使用する場合には、安全上、防火上及び衛生上支障がないことに加え、公益上やむを得ないと認められ、建築審査会の同意を得たうえで、特定行政庁が許可をした場合には1年を超えて使用することができるようになります。

2 許可対象となる建築物

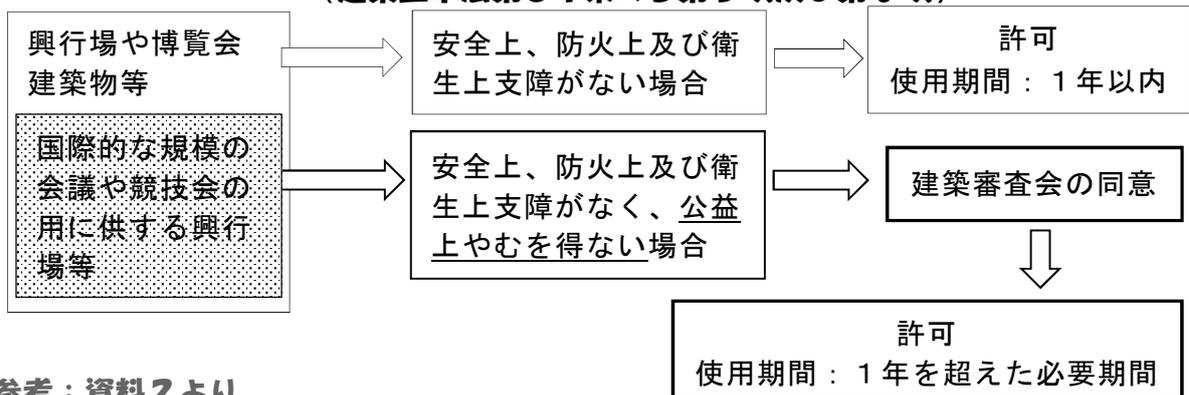
一時的に他の用途に使用される既存建築物

- (1) 興行場、博覧会建築物等（1年以内の期間）
- (2) 国際的な規模の会議や競技会の用に供する興行場等（必要な期間）

3 手数料

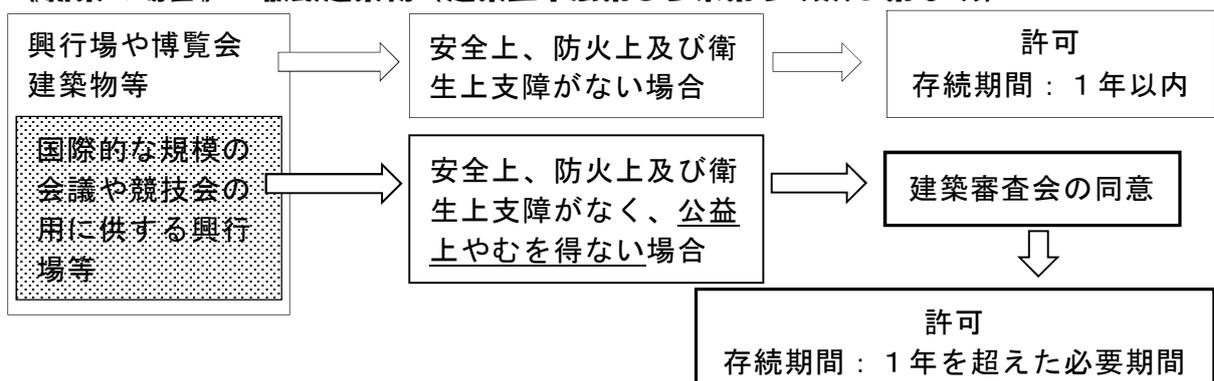
県内統一の考えにより、建築基準法に基づく他の条項の許可手数料と同額とします。

《既存建築物の場合》用途の変更による一時使用許可 （建築基準法第 87 条の 3 第 5 項及び第 6 項）



参考：資料 2 より

《新築の場合》仮設建築物（建築基準法第 85 条第 5 項及び第 6 項）



建築基準法第 24 条の規定の削除に伴う、秦野市建築基準条例第
26 条第 2 項及び第 3 項の規定の削除について

平成 30 年 7 月 24 日

開発建築指導課

1 法改正の概要

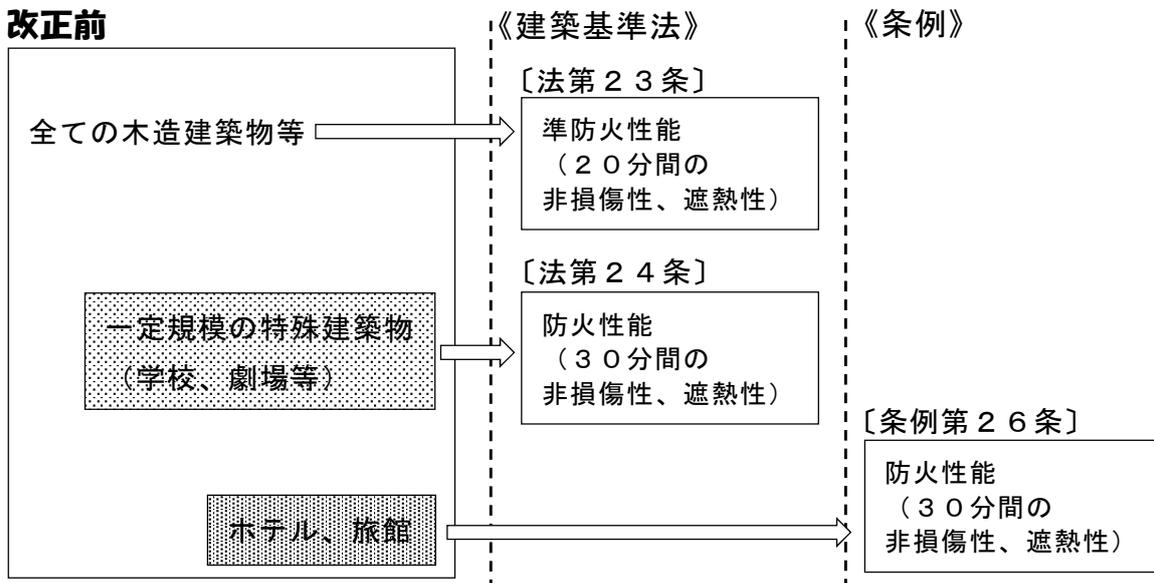
建築基準法第 24 条では、不特定多数の者が利用する学校、劇場等で一定の規模のものに対して、外壁・軒裏で延焼のおそれのある部分について、「防火性能（30 分間の非損傷性・遮熱性）」とすることを求めてきました。

この法第 24 条が現在の規定内容となった昭和 36 年当時と比べ、消防力が著しく向上しているため、法第 23 条に規定する「準防火性能（20 分間の非損傷性・遮熱性）」を有していれば、「防火性能」を有していなくとも延焼の抑制という目的が達成されることから、このたび法律が改正され、当該規定が削除されました。

2 条例改正の概要

法改正の趣旨を踏まえ、横出し規制として、ホテル及び旅館についても「防火性能」とすることを求めている条例第 26 条第 2 項及び第 3 項の規定を削除するものです。

改正前



改正後

